

# 急 告!!

## 「中小産婦人科医療機関における医療安全管理指針モデル」 追加・修正について

本モデルは、本年10月1日より実施予定の診療報酬での「医療安全管理体制未整備減算」に対処するものです。

しかし、その後、平成14年8月30日付で公布された医療法施行規則の改正、並びに各都道府県知事宛の厚生労働省医政局長通知（H14年8月30日医政発第0830001号）には一部未対応部分がありました。

つきましては、以下（裏）に、同局長通知の原文（第2項①・②抜粋）をお示しします。本モデルに追加する部分を枠で強調しておりますので、今後、施設において対応をお願いいたします。

## 第2 改正の要点

医療に係る安全管理のための体制の確保(改正省令による改正後の規則(以下「新省令」という。)第11条関係)

- ① 新省令第11条第1号に掲げる「医療に係る安全管理のための指針」は、次に掲げる事項を文書化したものであり、また、医療に係る安全管理のための委員会において策定及び変更するものであること。

ア 医療機関における安全管理に関する基本的考え方

イ 医療に係る安全管理のための委員会その他医療機関内の組織に関する基本的事項

ウ 医療に係る安全管理のための職員研修に関する基本方針

エ 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

オ 医療事故等発生時の対応に関する基本方針

カ 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ その他医療安全の推進のために必要な基本方針

- ② 新省令第11条第2号に掲げる「医療に係る安全管理のための委員会」(以下「安全管理委員会」という。)とは、医療機関内の安全管理の体制の確保及び推進のために設けるものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。

ア 安全管理委員会の管理及び運営に関する規程が定められていること。

イ 重要な検討内容について、患者への対応状況を含め管理者へ報告すること。

ウ 重大な問題が発生した場合は、速やかに発生の原因を分析し、改善策の立案及び実施並びに職員への周知を図ること。

エ 安全管理委員会で立案された改善策の実施状況を必要に応じて調査し、見直しを行うこと。

オ 安全管理委員会は月1回程度開催するとともに、重大な問題が発生した場合は適宜開催すること。

カ 各部門の安全管理のための責任者等で構成されること。